

「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直し（案）」

に対する県民意見の概要と県の考え方（案）

1 意見募集期間

令和元年12月10日（火）から令和2年1月15日（水）まで

2 意見提出者等

・ 意見提出者数 個人5名（電子メール5名）

・ 延べ意見件数 24件

番号	御意見の概要	県の考え方
1	<p>大千瀬川について、「水質汚濁防止法に基づく総量規制による汚濁負荷量の段階的な削減」とあるが、指定地域なのか、違うのではないか。</p> <p>また、「下水道の整備等の施策」とあるが、整備するのか。</p>	<p>大千瀬川は天竜川水系であり、総量規制の指定地域ではありません。</p> <p>また、下水道については、東栄町における大千瀬川流域の下水道計画区域は、全域整備済みであり、今後の整備予定はありません。</p> <p>以上により、資料「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて」の40ページ、（4）水域類型の見直し案については、「BOD(75%値)が10年連続して現行のAA類型の基準値を満足している。また、当該河川流域は汚染源が少なく、汚水処理施設整備等の施策により将来も継続してAA類型の基準値を満足する予測結果が得られたことから、達成期間を「5年以内に可及的速やかに達成」から「直ちに達成」とすることが適当である。」と修正します。</p>
2	<p>環境先進県であるべき愛知県で、環境基準の趣旨に反する現状追認のみの水質類型見直ししか行われていない。愛知県民として誠に恥ずかしい限りである。</p>	<p>国の通知等（平成6年環水管第167号、平成19年中央環境審議会水質部会第1回陸域環境基準専門委員会）では、上位類型を達成・継続して維持している場合に、水域類型の見直しを検討することとされています。上記専門委員会で将来水質予測を行っており、県もこれに従っています。</p>

3	今回、都市河川として市民生活と密接な関係にあるべき庄内川中流(2)(水野川合流点から水分橋まで)、庄内川下流(水分橋より下流)で現状追認のC類型指定案となっている。24年ぶりの見直しにもかかわらず現状追認の指定しか行っていない。	
4	庄内川中流(2)の水分橋地点の排出負荷量でA事業場の負荷はBODで2288.7kg/日となっている。10年後も変わらない。ほかも同様である。これは事業場排水は将来とも規制強化されずにこのまま認めるということか。	
5	庄内川中流(2)はB類型に指定されたい。	
6	見直しは環境省通知や中央環境審議会指針に従いなどあるが、事前に見直し案を環境省に提示し了解を得ているのか。また知事決裁を取っているか。	水域が県内のみの河川の見直しに関しては、県に権限があります。
7	達成期間の仕組みの活用として、今は「未達成」でも将来予測等で5年以内に上位ランクに達成見込みならランクアップの上、達成期間を「ロ」とすることは可能である。現ルールでは達成期間がほとんど「イ」となっているので、達成期間の指定活用の意義は全くなくなっている。次回の見直しまでに見直しのルールを2ランクアップは総合的(=恣意的?)に勘案することなどを含めて見直ししていただきたい。5年先には見直し新ルールにより見直してほしい。	国の通知等(平成6年環水管第167号、平成19年中央環境審議会水質部会第1回陸域環境基準専門委員会)では、上位類型を達成・継続して維持している場合に、水域類型の見直しを検討することとされています。今回もこれに従っています。 見直しの考え方については、今後、見直しを行う場合の課題とさせていただきます。
8	平成30年「健康と環境を守れ!愛知の住民いっせい行動」において河村名古屋市長は庄内川の水質浄化を求める要望に対して「泳げるような川にせんといかん。全力投球しますわ」と宣言された。今回の水質類型見直しにおいてこのことは議論・検討されたのか。また議論・検討されなかったなら、その理由を教えて欲しい。	関係市と調整し、見直し案を作成しました。
9	将来水質予測は何のためにするのか。資料編2-3にある“関連する国の通知等”のどの項目にあたるのか。	国の専門委員会で将来水質予測を行っており、県もこれに従っています。
10	汚濁解析モデル模式図に、庄内川、矢田川の水質BODを現状、5年後、10年後別にカラー/グラジュエーション表現にして公表してもらいたい。	現状、5年後、10年後別にカラー/グラジュエーション表現は作成していません。現況については、資料「生活環境の保全に関する水質環境基準の水域類型の見直しについて」の7, 10, 14, 17, 20ページの流況図をご覧ください。

1 1	<p>4の2288.7 kg/日の計算式と用いた数字の根拠を問う。</p> <p>またA事業場は庄内川に近いので下水と同様に、流達率を1にすべきと考えるがそうになっているか。</p>	<p>A事業場の排出負荷量は、現況の実績排水量と実績排水水質の積から求めています。</p> <p>また、A事業場については流達率を1で設定しています。</p>
1 2	<p>河川の水環境基準はBODで決められているのに決定的に大量の汚濁負荷を排出しているA事業場の規制をCODで行うのはいかがなものか。</p>	<p>河川に排水している事業場に対する濃度規制はBODで行っており、当該事業場も同様です。</p>
1 3	<p>A事業場については汚濁解析において現況再現が困難であったというが、現況が再現できないモデルは信用できない。</p>	<p>汚濁解析において、A事業場の排出負荷量算出に排水基準のBOD値を使用した場合、実績よりも過大な負荷量となり現況水質の再現が困難でしたが、上記で述べたとおり実績値を使用することで再現できることを確認しており、モデル上の問題はないと考えております。</p>
1 4	<p>大きな負荷を持つ大規模事業場の排水対策を抜きに水質改善はない。</p>	<p>県及び水質汚濁防止法政令市は、今後も引き続き規制対象事業場に対し、排水基準を遵守するよう指導してまいります。</p>
1 5	<p>将来汚濁負荷量の予測の根拠は「市町別全県域汚水適正処理構想」、「流域市町村資料等」、下水道等にあつては計画値と表現がさまざまであるが、とくに下水道整備について流域市町の流域にかかる現況・将来の整備率を処理場ごといくりに設定したか。また名古屋市など合流式下水道の整備率はどのように扱っているか。</p>	<p>下水道の整備状況については、現況は実績値、将来は基本的に全県域汚水適正処理構想を基に設定しています。また、汚濁解析は低水時を対象としているため、合流式下水道の整備状況は汚濁解析に影響しないことから考慮していません。</p>
1 6	<p>あいち水循環再生構想は循環すべき水の質改善を一つの柱にしている。水循環基本法が河川の水質が既に良くなったという前提に立っているのに対して愛知県が多くの都市部を代表して水質改善いまだしに立脚していることは評価できる。なるほど県の類型では今回の見直しにも拘わらず類型C以下の水域は47水域の46%もある。おそらく全国1、2であろう。下水道整備の遅れや水域数が多いのが理由ともいわれるが、同基本法を所管する内閣府では「あいちの構想」なるものは評価されていない。これに対する見解を問う。</p>	<p>今後、治水・利水を含めた新たな流域水循環計画の策定を市町村等の構成員とともに進めていく予定です。</p>
1 7	<p>河川水域の水質は当然にその流量に大きく影響される。見直しにあたって河川の正常流量を決定する河川管理部局と調整を取っているのか。</p>	<p>河川を管理する関係機関と調整をして、見直し案を作成しました。</p>
1 8	<p>今後は5年後、10年後の水質類型目標を設</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策</p>

	<p>定し、水質類型の見直しも5年ごとに行うべきである。</p>	<p>を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
19	<p>水質の現環境基準は当時決めた基準を固定化し既得権益の保護をしているだけである、あるいは類型Eの利用目的が“役に立たない”環境保全とあるように、多様な生態系の保全に資するものとなっていないとの批判がある。水循環基本法の趣旨を受け、河川の正常流量を決める手続きを含め、総合的な水収支を行政・市民で共有するなど、環境基準を抜本的に見直すよう、国に建言する意思はないか。</p>		
20	<p>前回の見直しから今回までの期間に見直しが行われていればすでに上位類型になっていた水域があると思われます。</p> <p>水質改善を確実に、後戻りさせずに進めていくためには、毎年見直し作業を行い、条件を満たしている水域については随時上位の類型に見直すことを県の方針とすべきです。</p>		
21	<p>将来の予測水質が横ばいの地点や類型が低いまま見直されない流域については、改善しない理由や背景だけではなく、今後の水質改善に向けた県の具体的な指針や方策も示すべきです。</p>		
22	<p>環境基準は行政上の政策目標であることに鑑み、環境を重視した地域づくり「環境立県」を謳い、「SDGs未来都市」に選定された愛知県の環境行政に相応しく、整合性のとれた積極的な水環境管理をお願いしたい。</p>		
23	<p>県はパブコメ（公募意見）を参考にすると言いますが、今回のパブコメで参考にした意見はあったか。意見数が少ない場合は少数意見として軽視ないし無視されているのではないか。このような「ふり」をするパブコメはやめた方がよい。</p>		<p>パブリックコメントで、いただいた御意見に基づき、修正した箇所があります。</p>
24	<p>将来の水質予測が未達成であれば類型の見直しを行わない、という県の考え方は国の「積極的に見直す」「悪化することを許容しない」という指針にそぐわないものであり、見直しの条件から削除すべきです。</p>		<p>将来の水質予測が未達成であれば類型の見直しを行わない、という場合は今回ありませんでした。</p>